

情報通信行政・郵政行政審議会 郵政行政分科会（第59回）議事概要

1 日時

平成31年2月25日（月）10:27～11:15

2 場所

総務省 第一特別会議室（8階）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

樋口 清秀（分科会長）、清野 幾久子（分科会長代理）、佐々木 百合、
島村 博之、菅 美千世、多賀谷 一照、二村 真理子

（以上7名）

（2）総務省出席者

巻口郵政行政部長、野水郵政行政部企画課長、増山信書便事業課長

（3）事務局

佐藤情報流通行政局総務課課長補佐

4 議題

（1）諮問事項

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第18条の2第3項の規定に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第18条の3第3項の規定に基づく拠出金の額及び徴収方法の認可【諮問第1175号】

審議の結果、諮問のとおり認可することが適当との答申を行った。

【内容】

将来にわたる郵政事業のユニバーサルサービスの安定的な提供の確保を目的とした郵便局ネットワーク維持の支援のための交付金・拠出金制度において、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が日本郵便株式会社に対して交付する交付金の額及び交付方法並びに関連銀行及び関連保険会社から徴収する拠出金の額及び徴収方法について認可に係るもの。

(2) 一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款及び貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款の改正【諮問第1176号】

審議の結果、諮問のとおり許可及び認可することが適当との答申を行った。

【内容】

本件は、一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款及び貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款の改正を行うもの。

(3) 特定信書便事業の許可並びに信書便約款の設定及び変更の認可並びに信書便管理規程の設定及び変更の認可【諮問第1177～1179号】（非公開）

審議の結果、諮問のとおり許可及び認可することが適当との答申を行った。

【内容】

本件は、新たに7者に対して事業の許可を行うもの。また、既に参入している事業者の信書便約款の変更及び信書便管理規程の変更について、それぞれ認可を行うもの。

本分科会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧ください。

また、総務省において、閲覧及び貸し出しを実施しておりますので、下記までご連絡をお願いいたします。

担 当：総務省情報流通行政局総務課審議会係 佐藤・星

電 話：03-5253-5694

FAX：03-5253-5714

メール：ip-council@soumu.go.jp